

紀 要

第 20 号

2007. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

湖東地域の浮彫五輪塔

—その変遷と年代—

上 垣 幸 徳

滋賀県下の中世墓、特に12世紀の終わり頃に出現し始める集団火葬墓では、五輪塔や石仏を中心とする大量の石造物が出土することが普遍的に見られる。そのうち、五輪塔を墓標、石仏に関しては供養を目的として中世墓の中に建立されたことはこれまでに指摘したところである³¹。中世墓に伴う石仏については、製作、あるいは使用された詳細な年代の位置づけが困難であることが従来からの大きな問題として残されている。実はこの問題は単に石仏そのものの研究上の問題だけでなく、長期間に渡って営まれた結果残された集団火葬墓の変遷を解明する上でも重要な問題なのである。

通常、遺構の年代決定は遺構から出土した遺物の年代観によるところが大きい。しかし、滋賀県の集団火葬墓においては、主要な出土遺物である蔵骨器がそのほとんどを陶磁器の転用品が占めており、かつ伝世の可能性が非常に高いという性格を持つために、それが持つ年代観をそのまま遺構の年代観として適用できない。遺構の構築、あるいは存続年代を考えるのに残された手段は、墓としての本来の機能、埋葬・供養に伴う遺物である前述の石造物の年代観から推定する方法が考えられる。かような観点からの研究は坪井良平氏が山城木津惣墓³²、木下蜜運氏が奈良県下の中世墓で行った研究³³に代表されるように過去多大な成果を納めてきたところである。だが、滋賀県下の集団火葬墓から普遍的に出土する石造物については紀年銘を有するものの出土が見られないため、坪井氏や木下氏が用いた方法をそのまま用いて墓地の変遷を導き出すことはできない。紀年銘といった絶対年代を示す要素を持たない遺物の場合、伴出する遺物の年代観を用いて対象とする遺物の年代観を導き出すことが一般的であるが、この場合でも遺構と同じ事情により、やはり年代を示すことは困難なのである。

これまでの石造物研究の中で阿弥陀如来、あるいは石塔類を浮き彫りする石造物の年代観を明らかにしようとした試みとして兼康保明氏の研究³⁴がある。兼康氏はこの類の製品の中に近江式装飾文と称される三莖蓮文を持つものが存在することに注目し、形式学のおよび在銘品との比較による検討から得られた三莖蓮文の変遷を手がかりに、製品の変遷と年代観を提示している。ただ、兼康氏が別稿³⁵に示すように前述の論考で用いられた三莖蓮文を持つ製品は比較的限定された分布の下にあり、検討事例に用いられた三莖蓮文自体恐らく特定の地域の工人等により採用された装飾文様である。実態としては、発掘調査で検出された集団火葬墓から出土する石造物で三莖蓮文を持つようなもの

の報告は管見の及ぶところ見当たらない。そのため、三莖蓮文を用いて組み立てられた年代観は必ずしも滋賀県下あるいは、滋賀県をある程度の地域に区切る際に用いるいわゆる「湖東地域」内の傾向さえも示している保証はないのである。

三莖蓮文を持たない同種の製品に関して、筆者は犬上郡甲良町に存在する正楽寺遺跡の事例を用いてその形態の変遷について論じたことがある³⁶。その際に、先の兼康氏の論考の成果を基に正楽寺遺跡で出土した製品が三莖蓮文を持つ製品に比べて後出することを指摘し、おおよその年代観を示したものの、年代観の妥当性については十分に論じたとは言いがたい。特に問題なのは、兼康氏が提示した14世紀前半から16世紀半ばまでに位置づけられる製品の年代観の中で石仏が存在するのは15世紀半ば頃までに限られていることである。屋根の棟・降棟や阿弥陀如来の台座に蓮弁の表現がない、といったことでこれらの事例よりも正楽寺遺跡の出土品は確実に後出する形態であると型式学的には判明するものの、三莖蓮文を持つ製品の方に比較する材料が欠けていること、また、製品を比較する要素として主要な意匠を構成する阿弥陀如来の像容に注目できるが、阿弥陀如来の像容は工人の優劣に左右され、偏差の幅が広い可能性があり、一概に比較検討対象として適しているとは思われないことで、その絶対年代を導き出すには結局至らなかったのである。ただ、中世墓から検出される石造物にはかような阿弥陀如来以外に、全体の形状は同じくするものの、尊像が存在するべき部分に石塔を浮き彫りするものが存在することに注目できる。石塔を浮彫した石造物に関しては、筆者は五輪塔、宝篋印塔、宝塔の類例を知り得ているが、五輪塔を彫り出すものが多くを占めるようである。ここでは、仮に浮彫五輪塔と呼称するが、この浮彫五輪塔は遺跡での出土状況を考えると、石仏と同じ性格を帯びた石造物であると考えている。なお、浮彫りされた五輪塔は必ずしも写實的に製作されているわけではない。例えば、敏満寺遺跡石仏谷墓跡での出土例のように、極端な火輪の軒反りや、空、風輪の区別がないような、伴出している実際に石材を彫成した製品とはかけ離れた表現を持つ製品が存在する。しかし、浮彫りされた五輪塔全体を概観すると、かなり正確に左右対称に塔の各輪材が彫成されており、その点からは、概ね実際の五輪塔と同じように、仏教教理をかなり単純化した図象に基づく意匠原理をとっていると見做してよく、地域間で形状の偏差が比較的少ないとみられるため、比較対象として十分に堪え得る製品であると考えられる。そこで、今回は浮彫五輪塔を用いることによ

り、三茎蓮文を持つ製品の年代観が果たして三茎蓮文を持たない、工人を異にする製品にも適用できるのか検討してみたい。

ただ、後述するように、使用された石材の大きさに規制されるためか、法量の変異は意外に大きく、実数値を基にした比較は正確に形態の推移を反映できないように思われる。しかしながら、そもそも五輪塔は形状の異なる輪材を組み合わせた意匠構成で形成されている、という点を考慮すれば、単純な大きさの比較ではなく、浮彫五輪塔の各輪材について一定の基準を設定した上で、その基準から導かれる製品の法量比率を相互に比較することでその問題は乗り越えられるであろう。

湖東地域において資料化された五輪塔板碑は図1の例が知られている。なお、一部湖南地域に含まれる資料もあるが、隣接する日野町蔵王に存在したと見られる工人の影響下にある製品であり、当該資料が存在する旧土山町域も湖東地域の状況と同様の傾向が見られることが確認されている¹⁶⁾ため、今回の検討資料に含めるものとする。以下、簡単に湖東地域に属する郡ごとに本論考において取上げた資料について簡単に触れておきたい。

犬上郡

犬上郡では正楽寺遺跡および敏満寺遺跡石仏谷墓跡の2遺跡で出土した4点が資料化されている。

正楽寺遺跡は室町幕府成立に寄与した佐々木(京極)導管高氏の菩提寺とされる勝楽寺の裏手に位置する中世墓遺跡である。平成7年度に実施された発掘調査¹⁷⁾で、テラス状に造成された尾根上に位置する方形区画を有する火葬墓の周辺から2点出土している。(図1 1・2 以下本文中

で用いる資料に付した番号は図1と共通する。)テラス1で出土した1は60cmの高さを測る。同時に出土した類似の形状を持つ石仏群と比べると、当遺跡で大形かつ最も古い部類に属する。もう1点の2は高さが約40.5cmであり、これは小形の部類に入り、石仏群の中では新しいものと並行関係にあると思われる。

多賀町敏満寺遺跡石仏谷墓跡は、戦国騒乱の時代に焼き討ちにあって衰亡した天台寺院である敏満寺に付属した墓跡である。その規模・内容は他の同種の遺跡を圧倒するものであり、湖東地域において最も著名な中世墓遺跡であると言って過言ではないだろう。平成16年度に行われた発掘調査¹⁸⁾において、この墓跡群のうち最も上部に位置する方形の塚を伴う墓が存在するA地区から該当する資料が2点(図1 3・4)出土している。全高は3が約42cm、4が48.5cmを測る。

愛知郡

愛知郡では百済寺遺跡から出土した1点のみが資料化されている。

百済寺は聖徳太子開基の伝承を持つ、山門の別所としてその隆盛を誇った寺院で、旧境内地に残る坊跡や墓跡が遺跡として周知されている。五輪塔板碑は平成16年度に行われた発掘調査¹⁹⁾で検出された火葬墓に伴って出土している。(図1 5)全高は約59cmを測る。

蒲生郡

蒲生郡ではこれまでに日野町内のものが資料化されている²⁰⁾。いずれも、寺院などに伝世した資料である。町内東部に位置する金剛定寺で1点(図1 6)、町内西部に位置する音羽集落の会議所にある地藏堂に3点(図1 7~9)

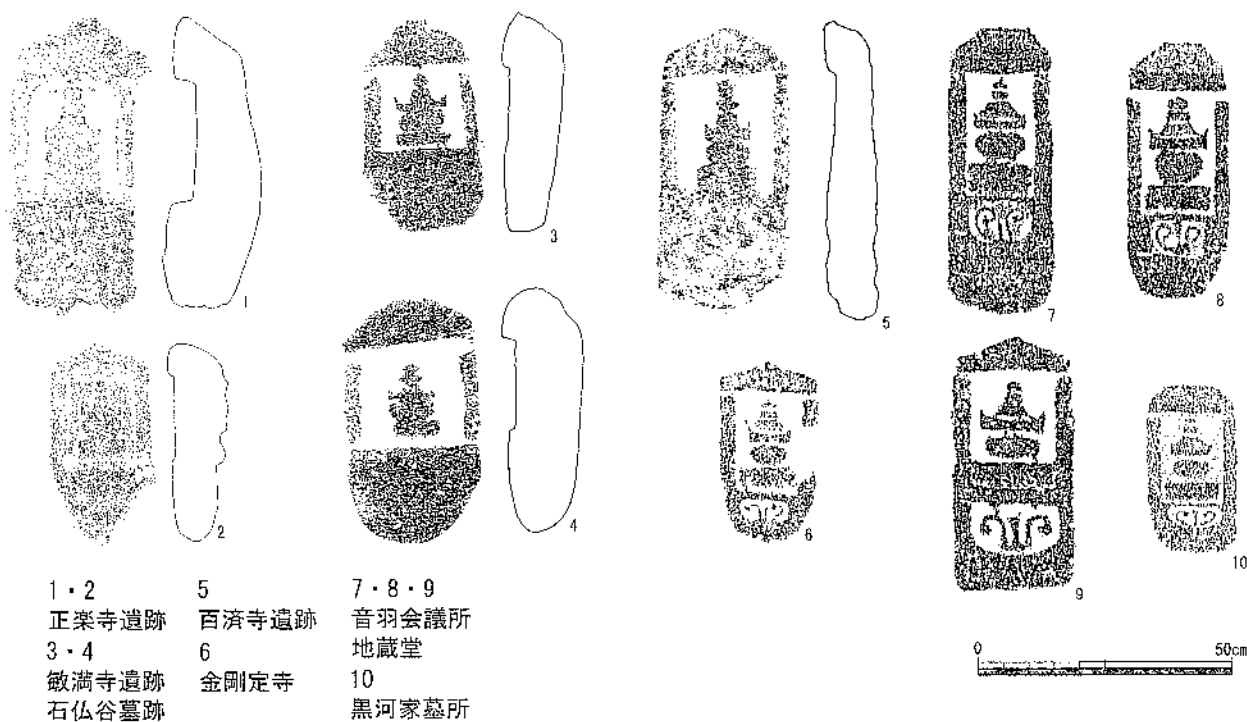


図1 五輪塔浮彫の板碑 (約1/10)

の存在が知られている。6の全高は35.5cm、以下、7は50cm、8は56.8cm、9は49.5cmとなる。これらの浮彫五輪塔にはいわゆる退化三茎蓮文が彫刻されており、前述の兼康氏の論考で考察の対象とされていた資料でもある。金剛定寺例は小形の部類に属し、音羽会議所地藏堂の事例はどちらかといえば大形の部類に属する。

甲賀郡

前述したとおり、甲賀郡内のうち旧土山町は隣接する日野町の影響下に置かれており、湖東地域に見られる三茎蓮文を持つ浮彫五輪塔の存在が知られている。鮎川にある黒河氏墓所は、在地武士団である黒河氏によって営まれてきた墓所であると伝えている。ここに存在する石造物の中に1点対象資料が存在している²⁵。(図1-10)全高は33cmを測る。日野町のものと同じく退化三茎蓮文が彫刻されている。

これら10点の資料に関して、一見して大きな違いがあることがわかる。それは全体の大きさが大小二つに分かれること、五輪塔の意匠に異なるものが混在していることである。

大きさに関しては全高50cmを超えるものと40cm以下になるものとの2種類に分かれる。大きさの違いに関してはかつて筆者が正楽寺遺跡の類例を用いて石仏の形態の変遷を見た際に、浮彫五輪塔も額部の高さが、全高が大きいものは高く、小さいものは低いという形状の特徴から、同時に出土した石仏の傾向である、時代が降るにつれ全体の大きさが縮小するという現象に同調しているように位置づけたことがある²⁶。しかしながら、田岡香逸氏あるいは兼康氏が蒲生町石塔寺の石仏²⁷の時期検討で見せたように、単純な形状の大小があらゆる状況下で直接年代差を示している保証はない。

五輪塔の意匠に見える差異の中で最もはっきり判るのは、地輪の形状である。蒲生郡以南に存在する浮彫五輪塔は地輪を腋内部の幅目いっぱいには彫り出しているが、犬上・愛知両郡に存在する例では側面部分も加工し、地輪の幅は腋内部の幅よりも短くなっている。蒲生郡以南の類例はいわゆる「蔵王」の石工が、犬上郡の類例はその製作技法から現在の甲良町内にいたと見られる石工²⁸の手によるものであることから、少なくとも浮彫五輪塔を製作した犬上郡と蒲生郡の工人の間には用いた五輪塔の意匠に違いがあったと指摘できる。愛知郡の百済寺遺跡出土の類例に関しては、甲良町内の工人と同じ地輪の意匠を用いているようであり、工人の系統としては少なくとも二つ存在しているようである。しかし、愛知郡内の資料には検討できる類例が少ないため、工人の系統がいくつ存在したかについて、未だ検討の余地はあるものと考えている。

このように、工人ごとの差異が確実に存在することにより、形状を単純に比較し、その形態変遷を見ることはできない。しかしながら、水輪については、側面部を複合した

曲線2本のみでのみ彫り出す単純な意匠構成を持ち、加工部分が輪材の中で最も少なく、形状の変移も少ないと判断できる。よって、水輪、特に水輪を水輪足らしめるプロポーションを作り出す上で最も重視される水輪の幅を基準に用いればその形態変遷を比較することが可能であろう。

今回取り上げた10例に関して地輪の幅が同じ長さになるように大きさを変化させたものが図2である。図2に基づき、以下に浮彫五輪塔の意匠に見る比率の状況を郡単位で検討して見たい。

犬上郡

水輪の幅を1とした場合に対する五輪塔全体の高さの比率を比較してみると、2.15の1、2.0の2、1.55を示す4、3の3種に分けられる。各輪材の高さの比率を見ていくと次のようになる。地輪の比率は1、2がそれぞれ0.5、0.55であるのに対し、4、3では0.3となる。水輪の比率は1が0.55、2が0.65、4が0.45、3が0.4となる。火輪ではその高さの比率は1が0.55、2、3は0.5、4は0.4となる。空風輪では1が最も高い値を示し、それぞれ0.3、0.25となる。以下、2は0.2、0.15、4はどちらも0.2となる。3の場合、空、風輪が別々の輪材として認識されておらず、その境がない一体のものとして表現されている。一応空風輪全体として0.35の値を示すことだけ提示しておく。

ここに見られる比率からは、全高の比率が0.2を超えるものとそれ以下のものとは明らかに形態の差異を有していることがわかる。特に4、3における地輪の扁平化、空風輪の形骸化は著しい。また、火輪の形状についても大きな相違が伺え、1が軒先の厚さが火輪の高さの約1/2に達するのにに対し2、4、3の軒先の厚さは極端に薄い。これらの形状の形骸化から、形式学的に見れば1→2→4→3の順に変遷したものと考えられる。1から2への変遷に関してはかつて筆者が見た形態の変遷と一致している。

愛知郡

事例が百済寺遺跡出土の5、1点のみであるので、水輪の幅に対する五輪塔全体の高さの比率、および各輪材の高さの比率は図2に掲げた数値を参照されたい。なお、5の特徴としては空風輪の高さの比率が10例中最も高いものであること、火輪の表現が犬上郡の全高比率が2.0以下のものと似ていることが挙げられる。

蒲生郡・甲賀郡

水輪の幅に対する五輪塔全体の高さの比率を比較してみると、その比率の分布に3ヶ所の切れ目が存在し、4種類に抽出することができる。すなわち、水輪の幅を1とした場合、その高さの比率が2.4を超える6および7の2点、2.25の8、1.95の10、1.7の9の4種類である。この分類に沿って、各輪材の高さの比率に目を向けると以下ようになる。地輪の比率は0.65~0.4となる。6、7は全て0.6となるが、8は0.65、10で0.5、9の場合は0.5と全高比率が低いと形状が扁平になる傾向にあることがわかる。水輪の

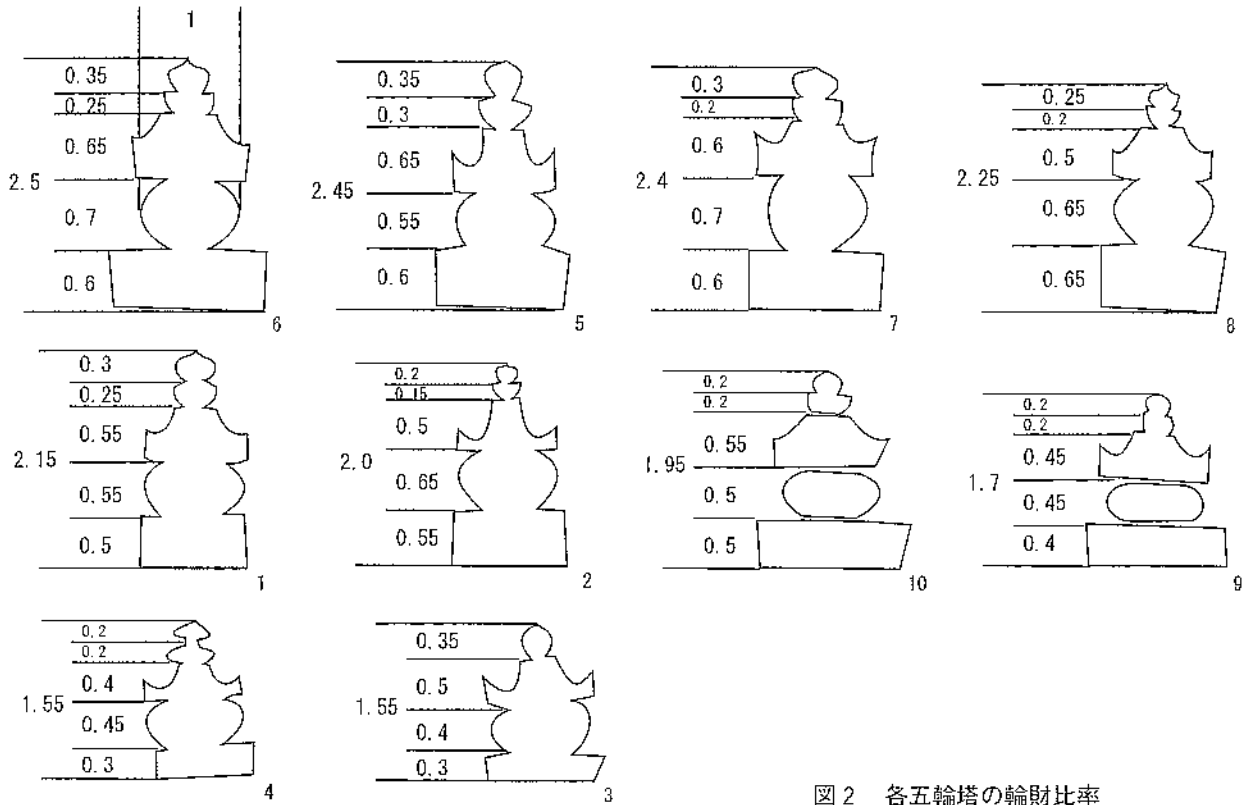


図2 各五輪塔の輪財比率

比率は0.7~0.45となる。6、7が0.7、8では0.65、10は0.5、9は0.45になる。火輪の比率を見てみると0.65~0.45となる。6、7はそれぞれ0.65、0.6となる。8は0.5、10は0.55、9では水輪と同じく0.45になる。風輪ではあまり際立った比率の差異は見られず、0.25~0.2の間に収まる。6が0.25となる以外は全て0.2の値を示す。空輪の場合、その比率は0.35~0.2の値を示し、風輪に比べその幅が若干広がるものとなる。6、7ではそれぞれ0.35、0.3となる。8では0.25、10および9はどちらも0.2となる。

このような比率からは、全高の比率と空風輪以外の三つの輪材には相関関係が見出せる。つまり、全高が低いものは地輪で確認できるように火輪・地輪の高さの比率も相対的に低くなり、全体に扁平な形状になるのである。ただし、火輪以下の各輪材の相対的な高さの比率はほとんど変化せず、その差0.1以内の範囲に収まり、1:1:1の比率にかなり近い関係にある。輪材の高さが低くなるもの、特に全高比率が0.2を切る10、9に関しては、非常に扁平な水輪等、五輪塔としての意匠に形骸化が認められるのは否めず、比率が減じていることは時期的に後出する要素であるといえる。

この形態の変化を兼康氏の年代観に当てはめてみると、最も全高比率の高い6金剛定寺例が最も古く、8、10、9と比率が低いものほど新しく位置づけられる点は相違がなく、変化の方向も齟齬がなく見える。ただし、7の音羽会議所地蔵堂例に関しては、比率が7と同様2.5に達する6ではなく、2.25と一段低い比率を示す8と同時期に位置づ

けられている。そこで、6と7の形態について詳しく見てみることにする。図2から確認できるように、6と7の間各輪材の高さの比率は地、水輪で同一、火輪以上の輪材に差異が認められるが、その数値上の差は0.05しかなく、非常に似ていると言わざるを得ない。しかし、火輪の表現については相違点が存在する。6は軒反が弱いのにに対し、7は強くなっている。火輪自体のプロポーシオンを比較してみると、6が1:1.5になるのに対し、7では1:1となる。この数値は8や10といった後出のものが持つ要素と同じである。火輪以上の輪材の高さの比率が全て減じていることを含めて考えると、7は6よりも後に出現した形態と考えられる。このことから、蒲生・甲賀郡での全高比率が低く扁平になっていく浮彫五輪塔の形態変化とそこに付加された三茎蓮文の退化していく形態変化は基本的に一致している。つまり、徐々に扁平化を辿る比率に見られる形態的变化は時間的変化を示していることに他ならない。

上記に見たように、製作工人が異なる犬上郡と蒲生・甲賀郡の事例については、いずれも全高の比率が後出のものほど低くなって、扁平な形状へ形態が変遷していることがわかる。

犬上郡と蒲生・甲賀郡の製品を比較してみた場合、両者の間に類似点を有する事例が存在することも指摘できる。正楽寺遺跡の出土品である1と7の音羽会議所地蔵堂例は、全高比率が1の方が若干低く、各輪材の高さの比率にも相違が見られるが、火輪の下端に反りを付加している点、上端から軒反りの最も低くなる部分までとそれよりも

下翻の部分との比率がほぼ1:1になる意匠が非常に良く似ている。また、正楽寺遺跡例2と黒河氏墓所例10は全高比率が2.0、1.95と極めて似通った数値を示すものも存在している。このように、異なる工人の手になる製品間に非常に高い共通性を見出すことができるのである。

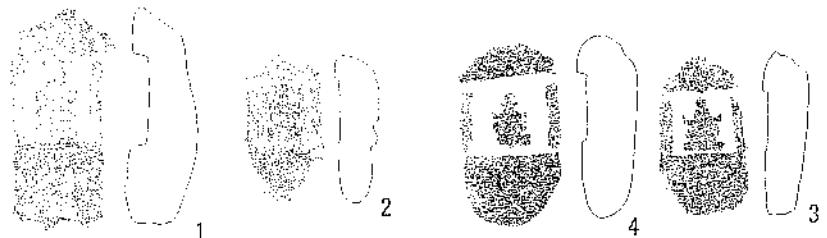
製作工人の異なる製品群間に類似する形態の変化が見られること、形態的特徴を共有している事例が見られることにより、蒲生郡内で製作された三茎蓮文の年代観を他の郡で製作された製品にも適用することによって年代の判別が可能であると思われる。退化三茎蓮文の年代観からは、今回取上げた事例では、蒲生郡での金剛定寺例6が15世紀第3四半期頃と最も古い段階の時期に当てることができる。同様に、退化三茎蓮文の年代観から6に続く15世紀末から16世紀第1四半期に位置づけられる7、8に関しては、法量比率の変化から前後関係にあるものと考えられる。よって、この期間内で新古2段階に分ける必要があるようである。この場合、形態の類似から1の正楽寺遺跡例が8とほぼ同時期の新しい方の段階に位置づけられる。この3例の後に出現すると考えられる2と10であるが水輪の扁平化の姿からは正楽寺遺跡例2のほうが年代的に先立つものと思われる。10に彫られた三茎蓮文からは7、8、1の3例と次に述べる音羽会議所地藏堂例9との間の段階に位置づけられる。音羽会議所地藏堂例9は16世紀第2四半期末までの製品と位置づけられている。9同様に全体の扁平化が著

しい敏満寺遺跡石仏谷墓跡出土の3、4は9よりも全高比率が低く、各輪材の扁平化、形骸化がより進んでいるため、より後出の製品と考えられ、今回の事例の中では16世紀第3四半期にまで下る最も新しい時期に位置づけられる。

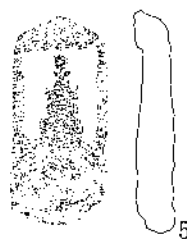
問題は百濟寺遺跡例5に関してどのような時期に位置づけられるかである。検討事例が1例のみであるので、愛知郡内における前後関係を掴むことはできない。そこで、愛知郡外の資料と比較して年代的な位置づけを見てみたい。5の全高比率は、金剛定寺例6に次いで高い数値を示している。しかし、特徴的な空・風輪の大きさや火輪の軒反の表現、加えて、水輪が扁平かつ不整形な点を考慮すると、6と同等の製品の評価を与え得ない。むしろ、空・風輪の大きさや火輪の表現といった類似点から、隣接する犬上郡の製品との関わりを見出せる。5の全高比率が2.0を大きく上回る点から、2よりは前出する製品であると思われ、1を前後する時期のものであると考えられる。おそらく、15世紀末16世紀第1四半期に5の年代を位置づけられるのだろう。以上の年代観により、湖東地域の浮彫五輪塔は、図3に示されるような変遷をたどってきたと考えられる。

以上、資料数の貧弱さや地域的な偏りによる不十分さは否めないものの、分析の結果からは湖東地域の浮彫五輪塔は工人ごとに維持された異なる意匠に対する規範を基に製作されているにもかかわらず、共通した形態変化が見られること、その制作年代が15世紀第3四半期頃から16世紀第

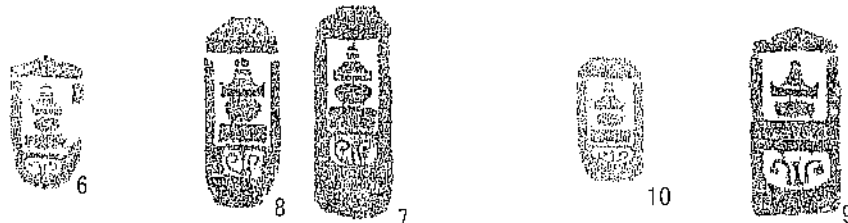
犬上郡



愛知郡



蒲生郡
甲賀郡



1440~75

1480~1520

~1550

図3 浮彫五輪塔の形態変遷と年代

3 四半期までのおよそ100年間に渡っているさまが明らかになった。かような観点は、中世墓から出土する紀年銘を持たない他の石造物の年代を考える上で、数少ない傍証となりうると思われる。

今後の資料の増加や、他地域の同種の製品についても検討を加え年代観の蓋然性を高めて行く必要があると考えるが、それについては後日稿を改めて行いたい。

(うえがき ゆきのり：調査整理課 主任)

注

- (1) 上垣幸徳「近江阿弥陀仏考」『続文化財学論集』2002
- (2) 坪井良平「山城木津惣臺の研究」『考古学』第10巻第6号 1939
- (3) 木下蜜運「元興寺極楽坊板碑群の調査研究—その形式的変遷を中心として—」『元興寺仏教民俗資料研究所年報 1976』元興寺仏教民俗資料研究所 1976
- (4) 兼康保明「近江式装飾文よりみた小形板碑の年代」『紀要』第11号 財団法人滋賀県文化財保護協会 1998
- (5) 兼康保明「6. 中・近世(3) 石造物」『考古学雑誌』第82巻第3号 日本考古学会 1997
- (6) 上垣幸徳「正楽寺遺跡出土の石製板碑形墓標の分類と変遷」『海が好きだ—藤城泰氏追悼文集—』藤城泰氏追悼文集刊行会 1999
- (7) 兼康保明「滋賀県甲賀郡土山町における蔵王産花崗岩製中世石造美術の分布—土山町石材分布調査—」『紀要』第7号 財団法人滋賀県文化財保護協会 1994
- (8) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会「正楽寺谷荒廃砂防工事事業に伴う発掘調査報告書 正楽寺遺跡」1997
- (9) 多賀町教育委員会「多賀町埋蔵文化財発掘調査報告書 第17集 敏満寺遺跡石仏谷墓跡」2005
- (10) 東近江市教育委員会「愛東町文化財報告書第11集—愛東地域発掘調査報告書— 鮎江城遺跡 百濟寺遺跡」2005
- (11) 田岡香逸「近江の石造美術 3 補遺—獅子文と組紐式三茎蓮—」『民俗文化』第244号 滋賀民俗学会 1984
同「近江日野町の石造美術—菅羽地藏堂・村井信楽院・大籠大聖寺—」『民俗文化』第159号 滋賀民俗学会 1976
- (12) 「近江土山町の石造美術—鮎河と黒川—」『民俗文化』第164号 滋賀民俗学会 1977
- (13) 前掲注(6)文献
- (14) 石塔寺の三茎蓮文を持つ石仏に関しては、田岡氏・兼康氏が指摘する三茎蓮文の古さからだけではなく、額部に屋根としての棟・降棟を明確に表現していること、阿弥陀仏が座する蓮台の蓮弁を表現することからもその制作年代を相対的に古く位置づけることが可能だと考える。
前掲注(1)文献および田岡香逸「続衛生郡の石造美術(後)」『民俗文化』第179号 1978
- (15) 瀬川欣一『近江石の文化財』サンライズ出版 2001

編集後記

本協会の紀要が今回で20号を迎えました。ようやく成人式を迎えたこととなります。これを機会に装丁を一新しました。

今回の紀要の内容は、時代区分では縄文時代から中近世まで、また、遺跡や遺構の評価や再検討を含め、遺物や資料の比較研究から考察に至るまで多岐にわたっています。いずれの論文にも、地域の歴史や文化の成り立ちと変容を解明しようとする熱い学究心が根底にあると信じております。

本書が文化財の保護のため、広く活用されることを心より願っております。

(編集担当 M. N.)

平成19年3月

紀 要 第20号

編集・発行 財団法人滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大萱町1732-2

Tel. 077-548-9780(代)

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

E-mail: mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本 三星商事印刷株式会社